



宮 崎 県 公 報

令和6年12月26日(木曜日) 第573号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

規 則

○教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………(教育庁) 1

告 示

- 救急病院の認定……………(医療政策課) 1
- 保安林の指定予定……………(自然環境課) 1
- 保安林の指定予定の通知(2件)……………(“ ”) 1
- 指定納付受託者の指定……………(国際・経済交流課) 2

頁

- 公の施設の指定管理者の指定……………(管理課) 2
- 道路の区域の変更(2件)……………(道路保全課) 2
- 道路の供用の開始……………(“ ”) 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 3
- 港湾施設の概要の公示……………(港湾課) 3

公 告

- 入札公告……………3
- 教育委員会告示**
- 公の施設の指定管理者の指定(3件)……………5
- 内水面漁場管理委員会指示**
- 漁業法に基づく指示(2件)……………5

規 則

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
令和6年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第45号

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例(令和6年宮崎県条例第40号)の施行期日は、令和7年1月1日とする。

告 示

宮崎県告示第724号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。
令和6年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
宮崎県立宮崎病院	宮崎市北高松町5番30号

2 救急病院の認定の有効期間

令和7年1月9日から令和10年1月8日まで

宮崎県告示第725号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。
令和6年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字尾崎8594-1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字尾崎8594-1(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第726号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。
令和6年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市高岡町五町字北谷1567-30
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 727号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年12月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市高岡町五町字池内1096
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 728号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和6年12月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者

名 称	所 在 地
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号関電不動産渋谷ビル8階

- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類
ふるさと宮崎応援寄附金
- 3 指定をした日
令和6年10月1日
- 4 指定納付受託者に納入させる期間
令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

宮崎県告示第 729号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年12月26日

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
宮崎県建設技術センター
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
学校法人宮崎総合学院
理事長 川 越 宏 樹
宮崎市老松1丁目3番7号
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

宮崎県告示第 730号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年12月26日から令和7年1月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
33	県道	都城北郷線	北諸県郡三股町大字長田字壺堂6695番1地先から同郡同町同大字字下仮屋6614番3地先まで	旧	8.6～ 15.8	719.9
				新	10.3～ 22.1	720.0

宮崎県告示第 731号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年12月26日から令和7年1月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
202	県道	鞍岡赤谷線	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字小馬場2194番1地先から同郡同町同大字同字2151番5地先まで	旧	4.8～ 20.8	254.0
				新	5.6～ 20.8	254.0

宮崎県告示第 732号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年12月26日から令和7年1月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
215	県道	板上曾木線	延岡市北方町板下字糺ノ猿渡戊 338番1地先から同市同町板下字戊 344番3地先まで	令和6年12月26日

宮崎県告示第 733号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和6年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 水流－1地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱14号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地		
1	宮崎市高岡町小山田字太良山2488番地先道路敷		
2	〃	〃	2476番1
3	〃	〃	2471番
4	〃	〃	2470番
5	〃	〃	2469番
6	〃	〃	2478番1
7	〃	〃	2479番3
8	〃	〃	2478番2
9	〃	〃	2478番2
10	〃	〃	2478番2
11	〃	〃	2483番
12	〃	〃	2485番1
13	〃	〃	2486番
14	〃	〃	2486番

宮崎県告示第 734号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

「次のとおり」は、省略し、その関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所、宮崎県中部港湾事務所、宮崎県油津港湾事務所及び宮崎県串間土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

なお、昭和60年宮崎県告示第1069号、平成9年宮崎県告示第1101号、平成19年宮崎県告示第 292号、平成19年宮崎県告示第 293号、平成19年宮崎県告示第 300号、平成19年宮崎県告示第 301号、平成19年宮崎県告示第 304号、平成19年宮崎県告示第 305号、平成19年宮崎県告示第 306号、平成19年宮崎県告示第 307号、平成19年宮崎県告示第 309号、平成19年宮崎県告示第 310号、平成19年宮崎県告示第 311号、平成19年宮崎県告示第 318号、平成19年宮崎県告示第 793号、平成19年宮崎県告示第 795号、平成20年宮崎県告示第 812号、平成20年宮崎県告示第 942号、平成20年宮崎県告示第 943号、平成20年宮崎県告示第 946号、平成20年宮崎県告示第 947号、平成20年宮崎県告示第 950号、平成21年宮崎県告示第 193号、平成21年宮崎県告示第 784号、平成22年宮崎県告示第 205号、平成23年宮崎県告示第 7号、平成23年宮崎県告示第 180号、平成23年宮崎県告示第 467号、平成23年宮崎県告示第 603号、平成23年宮崎県告示第1013号、平成25年宮崎県告示第 113号、平成25年宮崎県告示第 590号、平成26年宮崎県告示第31号、平成26年宮崎県告示第 125号、平成26年宮崎県告示第 714号、平成27年宮崎県告示第 295号、平成27年宮崎県告示第 565号、平成27年宮崎県告示第 567号、平成28年宮崎県告示第 238号、平成28年宮崎県告示第 239号、平成28年宮崎県告示第 686号、平成28年宮崎県告示第 687号、平成28年宮崎県告示第 688号、平成28年宮崎県告示第 689号、平成29年宮崎県告示第 642号、平成29年宮崎県告示第 643号、平成30年宮崎県告示第 805号、平成30年宮崎県告示第 806号、平成30年宮崎県告示第 809号、平成30年宮崎県告示第 810号、平成30年宮崎県告示第 811号、平成30年宮崎県告示第 812号、平成30年宮崎県告示第 886号、平成30年宮崎県告示第 887号、平成30年宮崎県告示第 888号、平成30年宮崎県告示第 889号、平成30年宮崎県告示第 890号、平成30年宮崎県告示第 891号、平成30年宮崎県告示第 964号、平成30年宮崎県告示第 965号、平成31年宮崎県告示第 100号、令和2年宮崎県告示第 215号、令和2年宮崎県告示第 216号、令和3年宮崎県告示第25号、令和3年宮崎県告示第26号、令和3年宮崎県告示第29号、令和5年宮崎県告示第20号、令和5年宮崎県告示第21号、令和5年宮崎県告示第22号、令和5年宮崎県告示第23号、令和5年宮崎県告示第24号、令和5年宮崎県告示第25号、令和5年宮崎県告示第26号、令和6年宮崎県告示第 195号、令和6年宮崎県告示第 196号、令和6年宮崎県告示第 197号、令和6年宮崎県告示第 198号、令和6年宮崎県告示第 199号及び令和6年宮崎県告示第 350号は、廃止する。

令和6年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

公 告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和6年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 ヘリコプターテレビ伝送システムの賃貸借及び保守
- (2) 借入物品及び数量 ヘリコプターテレビ伝送システム 一式

- (3) 借入物品の特質等 仕様書のとおり
- (4) 契約期間 令和8年3月1日から令和13年2月28日まで
- (5) 納入場所 仕様書のとおり
- (6) 要求所属 宮崎県警察本部警備部警備第二課 宮崎市旭一丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110
- (7) 入札方法 (2)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料（保守料含む。）の1月当たりの単価に契約期間月数を乗じて得た金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
- この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- (1) 令和6年宮崎県告示第72号に規定する資格を有する者であること。
- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- (4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)～(4)を履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。
- (6) 経営者等（法人にあつては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあつてはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用している者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。
- 3 入札参加資格等の審査
- 入札に参加しようとする者は、納入する物品が仕様を満たしているか、令和7年1月31日（金）午後5時までに要求所属へ審査書類を提出し、審査を受けること。
- 審査の方法については、入札説明書のとおりとし、審査結果については、令和7年2月25日（火）までに要求所属から連絡する

- 。 要求所属から機器審査結果の承認通知を受けた者は、競争入札参加申請書（別記様式1）に必要な書類を添えて、令和7年3月3日（月）午後5時までに下記12の場所に提出すること。
- また、上記書類の提出方法については、持参又は送付（書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。）により提出（令和6年12月30日から令和7年1月3日、土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）すること。
- 入札参加申請後に、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出すること。
- なお、提出された書類について説明を求められた時は、これに応じなければならない。
- 4 契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法
- 3(1)に掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。
- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所
- 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208
- (2) 申請書類の受付期間
- 令和6年12月26日（木）から令和7年3月3日（月）まで（令和6年12月30日から令和7年1月3日、土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。
- なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。
- 5 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110
- (2) 期間 令和6年12月26日（木）から令和7年3月4日（火）まで（令和6年12月30日から令和7年1月3日、土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 6 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 令和6年12月26日（木）から令和7年1月31日（金）まで（令和6年12月30日から令和7年1月3日、土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- ※郵送により入札説明書及び仕様書の交付を受ける場合は、交付を受けたい者の費用負担により、着払い送付の方法により交付を行う。
- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室 宮崎市旭1丁目8番28号
- (2) 期限 令和7年3月5日（水）午前10時 ※送付にあつては、下記12の場所に令和7年3月4日（火）午後5時必着とする。
- (3) 方法 持参又は送付（書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。）
- 8 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室
- (2) 日時 令和7年3月5日（水）午前10時
- 9 入札保証金
- 入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則

第 2 号) 第 100 条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125 条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係

13 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手續の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Lease and maintenance of helicopter TV transmission systems, 1 sets

(2) Time limit for tender: 10:00 a.m. 5 March, 2025 (tenders submitted by post 5:00 p.m. 4 March, 2025)

(3) Contact point for the notice: Accounting Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第 8 号

教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）第 5 条第 3 項及び都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）第 15 条の 3 第 3 項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和 6 年 12 月 26 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

宮崎県体育館

宮崎県ライフル射撃競技場

宮崎県総合運動公園有料公園施設

2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人宮崎県スポーツ施設協会

会長 春 山 豪 志

宮崎県宮崎市大字熊野2206番地 1

公益財団法人宮崎県スポーツ協会

会長 春 山 豪 志

宮崎県宮崎市大字熊野島山1443番地12

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮崎県教育委員会告示第 9 号

教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）第 5 条第 3 項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和 6 年 12 月 26 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

宮崎県山之口陸上競技場

宮崎県山之口投てき練習場

2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人宮崎県スポーツ施設協会

会長 春 山 豪 志

宮崎県宮崎市大字熊野2206番地 1

一般社団法人都市スポーツコミッション

理事長 池 田 宜 永

宮崎県都城市姫城町 6 街区 21 号

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

宮崎県教育委員会告示第 10 号

教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）第 5 条第 3 項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和 6 年 12 月 26 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

宮崎県プール

2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

ひなたメドレー株式会社

代表取締役 田 中 浩 一

宮崎県宮崎市高千穂通一丁目 6 番 19 号

3 指定の期間

令和 7 年 1 月 1 日から令和 22 年 3 月 31 日まで

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 170 号

漁業法（昭和24年法律第 267 号）第 120 条第 1 項及び第 171 条第 4 項の規定により、内水面第 5 種共同漁業権漁場における増殖について、次のとおり指示する。

令和 6 年 12 月 26 日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 安 本 潤 一

1 増殖義務

令和 7 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に別表 1 の漁業権者の欄に掲げる各漁業権者は、それぞれ魚種及び数量（増殖行為）の欄に掲げる増殖を行わなければならない。ただし、履行が困難な場合等にあつては、他の方法に替えることができる。

2 あゆ、こい、ふな、やまめ、おいかわ及びうぐいの増殖

1 のただし書きにより他の方法に替える場合は、原則として放流に係る経費と同額相当の産卵床造成を行うものとする。

3 実施状況及び実績報告の義務

漁業権者は、令和 7 年 7 月 31 日までに、当該指示内容の実施状況報告書を提出するとともに、令和 8 年 1 月 31 日までに増殖指示完了報告書及び増殖を実施したことを証する書類を提出しなければならない。

4 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会が別に定める。

別表1

漁業権 番号	河川名	漁業権者	魚種及び数量(増殖行為)										
			あゆ	こい	ふな	おいかわ	うぐい	やまめ	うなぎ	わかさぎ	もくずがに		
			稚魚 放流	稚魚 放流	稚魚 放流	稚魚 放流	稚魚 放流	稚魚 放流	稚魚 放流	稚魚 放流	発眼卵	天然 種苗 放流	人工 種苗 放流
			(kg)	(尾)	(尾)	(尾)	(尾)	(尾)	(kg)	(万粒)	(尾)	(尾)	
内共 第1号	北川	北川漁業協同 組合外2組合	153	3,510	360	1,080		2,250	18		375	又は	3,000
内共 第2号	祝子川	祝子川漁業協 同組合	140	720		1,800		1,800	25		413	又は	3,300
内共 第3号	五ヶ瀬川(河口)	祝子川漁業協 同組合外1組 合	80			1,080			18		226	又は	1,800
内共 第4号	五ヶ瀬川	五ヶ瀬川漁業 協同組合外3 組合	1,108			3,000		30,400	80		1,600	又は	12,800
内共 第5号	五十鈴川	五十鈴川漁業 協同組合	45	1,800				1,620	32		125	又は	1,000
内共 第6号	塩見川	富島河川漁業 協同組合		1,080	1,080				15		90	又は	720
内共 第7号	耳川	西郷漁業協同 組合外5組合	113	21,600	1,440	1,440		13,590	157	363	3,150	又は	25,200
内共 第8号	石並川	美幸内水面漁 業協同組合	19					900	14		450	又は	3,600
内共 第9号	名貫川	名貫川淡水漁 業協同組合	11					360	4		90	又は	720
内共 第10号	平田川	平田川淡水漁 業協同組合	4	3,600	360				8		165	又は	1,320
内共 第11号	小丸川	小丸川漁業協 同組合外1組 合	150			17,100		10,800	97		625	又は	5,000
内共 第12号	一ツ瀬川	新佐川漁業協 同組合外3組 合	226			22,800		16,000	160		688	又は	5,500
内共 第13号	石崎川	新佐川漁業協 同組合外1組 合		6,840	810				18		113	又は	900
内共 第14号	大淀川	都城淡水漁業 協同組合外11 組合	414	90,182	4,290	15,840	21,600	7,920	413		4,125	又は	33,000
内共 第15号	清武川	境川漁業協同 組合外2組合	58						36		1,375	又は	11,000
内共 第16号	加江田川	木花内水面漁 業協同組合	11						9		563	又は	4,500
内共 第17号	川内川上流	川内川上流漁 業協同組合	27	9,360	540			4,500	18				
内共 第18号	広渡川	日南広渡川漁 業協同組合	124	10,800				2,520	37		8,250	又は	66,000
内共 第19号	福島川	串間市淡水漁 業協同組合	23					900	32		275	又は	2,200
内共 第20号	本城川	串間市淡水漁 業協同組合	9						9		113	又は	900
内共 第21号	御池	小林高原野尻 漁業協同組合	10	3,000	500	1,200			30	300			

<放流する魚種の体重・体長等>

- | | | | |
|---------|------------|----------|---------------|
| 1. あゆ | 体重 3～10グラム | 6. やまめ | 体重 5～10グラム |
| 2. こい | 体重 5グラム以上 | 7. うなぎ | 体重 10～100グラム |
| 3. ふな | 体重 5グラム以上 | 8. わかさぎ | 発眼卵 |
| 4. おいかわ | 体重 1グラム以上 | 9. もくずがに | 体重 20～60グラム |
| 5. うぐい | 体重 5グラム以上 | | 又は甲幅4ミリメートル以上 |

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 171号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第 120条第 1 項及び第 171条第 4 項の規定により、うなぎ資源の利用と管理を図るため、うなぎの採捕について、次のとおり指示する。

令和 6 年 12 月 26 日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 安 本 潤 一

- 1 禁止する水産動物
全長25センチメートルを超えるうなぎ
- 2 禁止期間
10月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
- 3 禁止区域
宮崎県内の河川等の内水面（公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面）
- 4 指示の適用除外
次に掲げる場合は、この指示は適用しない。
 - ア 宮崎県漁業調整規則（令和 2 年宮崎県規則第 51 号）第 4 条第 1 項又は第 48 条第 1 項の規定により知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で採捕する場合
 - イ 国の機関又は地方公共団体が、うなぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（国の機関又は地方公共団体から、委託、補助、又はその他の関与を受けている場合を含む。）
- 5 指示の有効期間
令和 7 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日まで

--	--